

フェアウッド研究部会:シンポジウム
「世界の違法伐採問題と日本の木材消費
クリーンウッド法の実施に向けて」

「日米欧の違法伐採対策の比較から クリーンウッド法運用への提案」

梶井まり ディープグリーン・コンサルティング代表
momii@deepgreenconsulting.jp

1

自己紹介

英国際NGOに勤務後、米国際NGOの条約アドバイザーなどを経て2007年より環境・CSRのコンサルティング。日本国内外のシンクタンク・NGO・企業に調査研究・執筆・講演・社員研修などを提供。環境経営学会幹事。同学会サプライチェーンマネジメント研究会事務局長。跡見学園女子大学兼任講師。

共著:宮崎正浩・梶井まり『生物多様性とCSR—企業・市民・政府の協働を考える』(2010年、信山社)その他。



関連執筆例

『H26年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』(日本製紙連合会)
梶井まり(2014)“違法木材の取引-日本における取組 チャタムハウスの評価”(英国王立国際問題研究所)

Mari Momii (2014) “Trade in Illegal Timber – The Response in the United States – Chatham House Assessment” (Royal Institute for International Affairs)

梶井まり(2013)『EU 木材法の施行と英国における施行例の考察』跡見学園女子大学マネジメント学部紀要16

関連活動例

H27年度日本製紙連合会海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発検討委員会 委員長
Mari Momii, “Recent Developments on Timber Legality Regulations in Asia-Pacific Region: In Response to Global Efforts”, FAO Asia Pacific Forestry Week, Stream 1, WRI: “Opportunities and Challenges for Market Access” 発表資料 (2016年2月)

Mari Momii, “Analysis of Japan’s Effort in Combating Illegal Logging and Associated Trade”, 中国林業科学研究院(Chinese Academy of Forestry) 主催APEC 違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT)会合事前ワークショップ発表資料(2014年5月)

本日の内容

1. 欧米の違法伐採規制
2. デューディリジェンス(DD)
3. DDの実際のプロセス
4. 事例:製紙連合会
5. クリーンウッド法
6. まとめ

3

1. 欧米の違法伐採規制



2008年 米改訂レイシー法



2013年 EU木材法



2014年 豪違法伐採禁止法

(施行開始年)

4

1. 欧米の違法伐採規制

共通点

- ✓ 合法性定義＝広義(サプライチェーン中の多様なリスク)
- ✓ デューディリジェンス(DD)
- ✓ 違法材の取引への罰則規定
- ✓ DDが罰則を課す際の判断に影響



1. 欧米の違法伐採規制

それぞれの特徴



- ✓ 輸入申告が義務
- ✓ デューケアは義務ではない
- ✓ 実効性



- ✓ EU域内は自由流通 → 取締の脆弱な国
- ✓ 罰則などは加盟国が規定(取締事例あり)



- ✓ “Country Specific Report”

例 EUの二国間協定(VPA)の広がり



Source: Presentation by Rupert Oliver, “Actions taken by major timber importing countries on legality assurance Global Outlook”, FAO APFW, Feb 2016

DDの実施の広がり

実施中	システム構築中
米・EU・豪 インドネシア・ベトナム	中国・韓国



2. 基本:DDとは何か？

「相当な注意義務」

越境環境汚染、M&A、土地売買
人権 (ex. ラギー原則)
→「CSR監査」

「法的な要求事項を満たす又は法的な義務を免れることを求める人が払うことが合理的に期待される注意、またはそのような人が通常払う注意」

Black's Law Dictionary, 8th edition

9

2. 基本:木材DDとは何か？

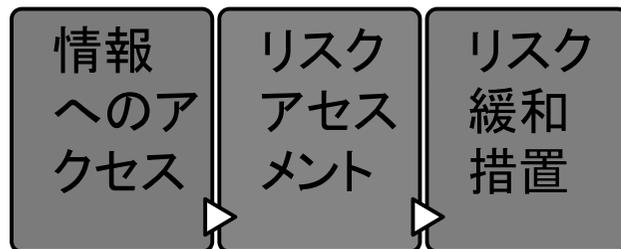
① 合法木材デューデリジェンス

- 取引する木材製品が違法材でないことを確実にするためにあらゆる方法を駆使して調査確認をする義務 (EU)。
- 何かを証明することではない。違法リスクが自社として「無視できるレベル」(EU)であることを確認すること

② 持続可能性・CSRの観点からの木材デューデリジェンス

10

2. 基本:DDとは何か？



緩和できない場合
は購入しない
(欧米規制)

DDは、あくまでプロセス。

何を基準にしてRAを行うかで結果が変わる。

11

2. 基本:RAの基準は？

EU木材法 第2条

- 合法的な境界内で木材を伐採する権利
- 伐採権や税金など木材への支払
- 環境・森林に関する法律
- 保有権や使用権などに関する第三者の法的権利
- 貿易や税関

①文書の内容を確認することも含む。

②欧米規制では広い範囲における違法行為を指す。

12

2. 「情報へのアクセス」

EUで定める基本情報:

- 適用法遵守を示す文書など
- WHAT 製品の商標・種類、樹種(一般名・学名)
- WHERE 伐採国または(i)伐採地域(ii)伐採許可書内容
- HOW MUCH 量(体積、重量または単位数)
- FROM WHOM サプライヤー情報(名称・住所)
- TO WHOM 売り先の業者の情報(名称・住所)

サプライチェーン中すべてのサプライヤー特定&協働。
すでにSCMを行っている企業にはそれほど難しくはないはず。

13

3. 手順:DDサービスの例

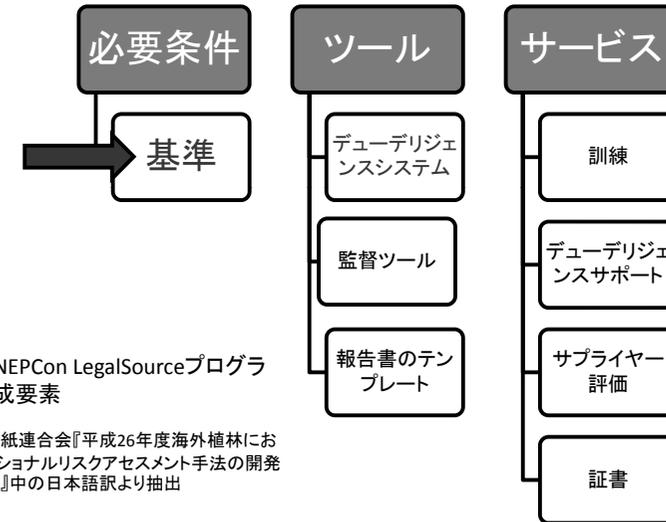
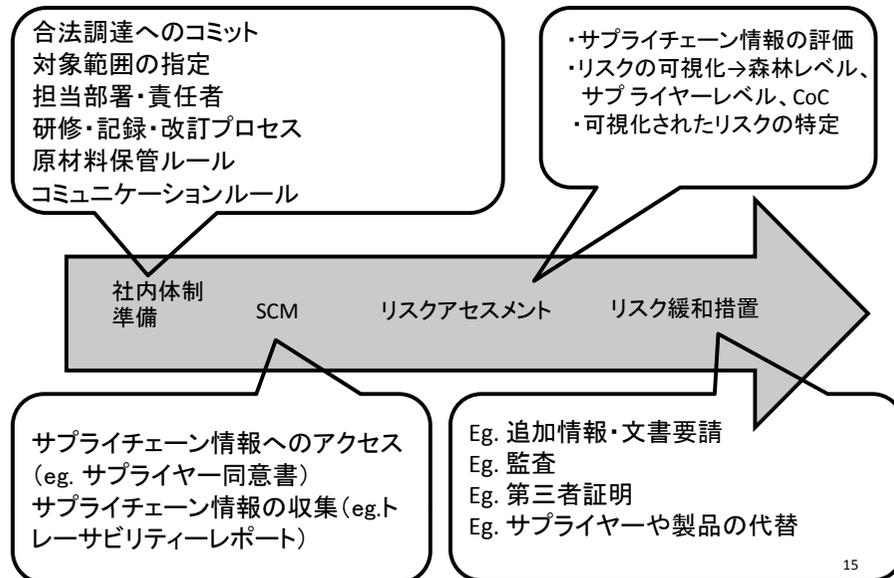


図1: NEPCon LegalSourceプログラム構成要素

日本製紙連合会『平成26年度海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の日本語訳より抽出

14

図2 LegalSourceを参考にしたプロセスの概観
日本製紙連合会『平成26年度海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の日本語訳より筆者作成



15

3. 手順:RA

リスクアセスメントを完結できるリスクのカテゴリー	1. FLEGT(※)材か?	Yes → OK
	2. 国連安全保障理事会やEU理事会からの木材貿易禁止令が出ているか?	Yes → 購入できない
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか?	どちらも Yes → OK
	4. (その樹種に関して)ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか?	
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が、EU木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか?	FMLレベルのチェック?
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか?	
	7. CoCがつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか?	

ヨーロッパ木材貿易連盟 DDマニュアルより筆者作成

3. 手順:RA 続き

樹種のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？	何も完結しないので次へ
原産地リスク	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？	Yes → OK No → サプライチェーンのリスクへ
	確認に使用するサイトの例 - グローバルフォレストレジストリー(FSCナショナルリスクアセスメントと連動) - トランスペアレンシー・インターナショナル(CPI:腐敗認識指数) - その他の国際機関、研究機関、NGOのサイト	
サプライチェーンのリスク	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？	すべて Yes → OK
	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品(原材料)と混ざったりすり替わったりしていないか？	Noがある場合 → リスク緩和措置
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従っているか？	

ヨーロッパ木材貿易連盟 DDマニュアルより筆者¹⁷作成

3. 手順:リスク緩和措置

現地サプライチェーン監査(CoC)	強
FMU現地監査	強
デスクベースのFMU監査	弱
認証材・証明材の購入	強
サプライヤー代替	強
デスクベースのサプライチェーンマッピング	弱

ヨーロッパ木材貿易連盟の推奨するリスク緩和措置とその強度

リスクが緩和できない場合は購入しない。
リスクとコスト・時間は比例する場合が多い。

18

4. 事例:製紙業界

- 『H26年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』(日本製紙連合会)
- H27年度日本製紙連合会海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発検討委員会

→「日本製紙連合会木材デューデリジエンスマニュアル」
→ダウンロード先:(一社)海外産業植林センター
<http://www.jopp.or.jp/>



- 欧米スタンダード
- 製紙企業の現状に基づいて行うDD
- 会員企業の既存の仕組みをできるだけ利用

19

5. クリーンウッド法 欧米規制との比較

異なる点

- CW法:合法性確認(DD)は登録業者以外は義務ではない
- 罰則規定は登録事業者のみ対象

類似点

- (登録制)合法性確認(DD)がベース
- 文書の確認
- 広範囲の事業者(第1種・第2種)
- 紙・家具を含む広範囲の製品
- 取締規定:登録取消、事業名公表、立ち入り検査

合法材定義、デューデリジエンス、不確認木材....?

20

5. クリーンウッド法

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

合法木材の定義

「我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。第六条第一項第一号において同じ。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として…」

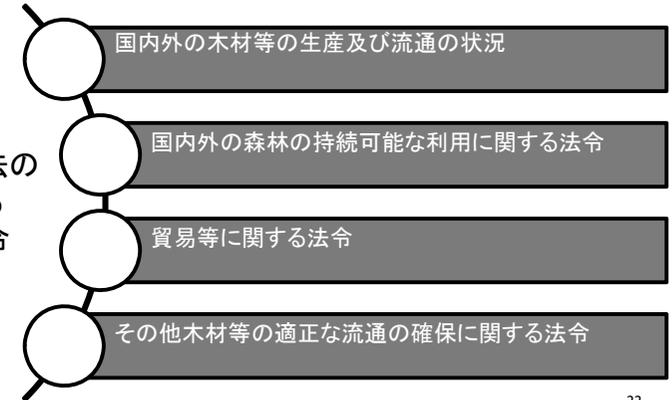
第2条(2)

21

5. クリーンウッド法

国が収集・提供することが予定される情報(第4条(2))

クリーンウッド法のもとでチェックする必要がある法令



22

6. まとめ（欧米DD）

✓ 自社の現状（体制・CoC管理・サプライヤーとの関係・対象樹種や原産国の状況）と照らし合わせ、自社として「リスクが無視できる」と納得できるところまで
⇒ 「基準」をどこに置くか？「合法性」「持続可能性」

✓ 違法材ではない、と証明することとはまた別。
✓ ある意味「グレー」な性質を持つもの。

「企業の多くは最初は心配していました。でも実際やってみると大丈夫だったと認めていました！」 GTFスタッフのメール 2016/4/18

23



6. まとめ

木材だけではない -パラダイムシフト-

- ラギー原則、OECD多国籍企業行動指針、ISO26000、GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン
- 国連グローバルコンパクト、SDGs
- ISO20400
- 鉱物、木材、アパレル、食品、製薬、小売のバリューチェーン

国と国の間では難しい面がある
→ 民間企業のDDで社会・環境問題に対応

25

6. まとめ

DDにより防ぐ「加担」

法的な「加担」

「犯罪のような違法行為と知りながら、または違法行為をほう助する意図を持ちながら、その違法行為の実行に実質的な影響を及ぼす行為又は不作為を行うことの一端を担うこと」

ISO(2010), p. 93

26

6. まとめ

DDにより防ぐ「加担」

法的でない「加担」

「国際行動規範とは整合しない、またはこれを無視した他者の不法行為で、デュー・ディリジェンスを用いることで、社会、経済または環境に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があることを知っていた、または知っていたはずの違法行為を助けた場合に加担としてみなされるかもしれない」 ISO(2010), p. 93

→ DDを怠った企業が違法行為に加担していたのと同じと社会からみなされる危険を指す

宮崎正浩『持続可能性経営-ESGと企業価値との関係を考える』(2016年、現代図書) 27



26